

衆議院法務委員会ニュース

平成 20.5.30 第 169 回国会第 14 号

5 月 30 日、第 14 回の委員会が開かれました。

1 少年法の一部を改正する法律案（内閣提出第 68 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）京都大学大学院法学研究科教授

酒 巻 匡君

日本弁護士連合会 子どもの権利委員会少年法問題対策チーム座長 齋 藤 義 房君

加古川市民病院診療局長

土 師 守君

NPO 法人 民間危機管理再生機構青少年育成部キャップ

原 伸 宏君

- ・倉田雅年君外 2 名（自民、民主、公明）提出の修正案について、提出者細川律夫君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び修正案について、鳩山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局並びに修正案提出者倉田雅年君（自民）細川律夫君（民主）及び大口善徳君（公明）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・原案及び修正案に対し、保坂展人君（社民）が討論を行いました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成－自民、民主、公明、滝実君 反対－社民）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民主、公明、滝実君 反対－社民）
- ・倉田雅年君外 2 名（自民、民主、公明）から提出された附帯決議案について、倉田雅年君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民主、公明、社民、滝実君）

（質疑者及び主な質疑内容）

（参考人に対する質疑）

武 藤 容 治君（自民）

- ・法制審議会において、被害者等による少年審判の傍聴を認めるという結論に至った経緯について、酒巻参考人に伺いたい。
- ・被害者等が傍聴しなくても、家庭裁判所調査官の説明で足りるとする意見がある。被害者等の立場からすると、傍聴しなければ心理的な負担が残ると考えるが、齋藤参考人の考えを伺いたい。

細 川 律 夫君（民主）

- ・モニターを利用して別室で傍聴することを可能とすべきであるとの意見があるが、齋藤参考人の考えを伺いたい。
- ・被害者等による傍聴によって、少年が審判廷で率直に心情を語るができなくなるおそれがあるとの意見及び被害者通知制度の在り方に対する土師参考人の考えを伺いたい。

大 口 善 徳君（公明）

- ・被害者等による少年審判の傍聴については、少年の健全育成にプラスになるときだけ認めるという考えと健全育成にマイナスにならない限りできるだけ認めるべきであるという考えがあるが、酒巻参考人の考えを伺いたい。
- ・選択肢の一つとしてモニター傍聴を認めるべきであるとの意見について土師参考人の考えを伺いたい。また、モニター傍聴と直接傍聴では少年の心身に与える影響の違いはどのようなものとなるか原参考人の考えを伺いたい。

保 坂 展 人君（社民）

- ・少年が審判で、強がりや言った、投げやりな態度を取ったりというようなことがあったときに、被害者等が傍聴していると想定した場合にどんなことが起こり得るか原参考人の考えを伺いたい。
- ・被害者等による少年審判の傍聴において、傍聴する被害者等が二次被害を受けるのではないかという意見について

ては、法制審議会でどのような議論がなされたのかなどについて、酒巻参考人の考えを伺いたい。

(政府等に対する質疑)

水野賢一君(自民)

- ・修正案において、触法少年のうち12歳未満の少年に係る事件を被害者等による少年審判の傍聴の対象から除外した理由について修正案提出者に伺いたい。
- ・修正案で追加された弁護士である付添人の規定において、「少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したとき」には、弁護士である付添人を付さなくてもよいと定めた理由は何か、修正案提出者に伺いたい。

神崎武法君(公明)

- ・少年審判規則第29条に少年審判の在席の許可の規定があるが、それにもかかわらず本法律案で被害者等による少年審判の傍聴規定を新設した理由は何か。
- ・被害者等による少年審判の傍聴に関して「被害者等には少年や審判について『知る権利』がある」との積極意見に対し、「記録の閲覧・謄写や審判結果の通知等の既存の各規定を活用すれば、相当程度の情報を得ることが可能である」との消極意見があるが、法務大臣の考えを伺いたい。
- ・修正案において、触法少年のうち12歳未満の少年に係る事件を被害者等による少年審判の傍聴の対象から除外した理由について修正案提出者に伺いたい。

細川律夫君(民主)

- ・被害者等による少年審判の傍聴について、原則として傍聴を許可するのではなく、傍聴の許否の相当性を適切に判断して運用することが本法律案の趣旨であることについて法務大臣に確認したい。
- ・被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大に当たり、身上・経歴等に関する記録のうち、少年のプライバシーに深くかかわる記録についてもその対象となるのか法務大臣の所見を伺いたい。
- ・少年審判において少年の意見をほとんど聴いてくれない裁判官もいるとの指摘について、法務大臣及び最高裁判所当局の所見を伺いたい。
- ・被害者国選弁護士制度と同様に、被害者の付添人についても国費で弁護士を付添人として選任する制度を検討することが必要と考えるが、法務大臣の所見を伺いたい。

加藤公一君(民主)

- ・被害者等による少年審判の傍聴規定の新設を認めること

とした理由、審判に支障がない範囲で傍聴を認めるとする法案上の根拠及び傍聴が認められない場合の不服申立ての方法について法務大臣の所見を伺いたい。

- ・修正案において、一定の年齢以下の少年に係る事件の審判について傍聴を認めないこととしたこと及び加害少年の発達段階の障害に対応するために心理専門士や医師などの専門家の協力を得ることについて法務大臣の所見を伺いたい。
- ・本法律案が成立した場合、被害者等による少年審判の傍聴が現行の施設で支障なく行えるのか、また、設備を改修する予定はあるのか最高裁に伺いたい。
- ・被害者等に対する加害少年の処分決定後の状況の通知、被害者等に対する心理専門士や医師などによるサポート等の被害者保護政策の充実の必要性について法務大臣の考えを伺いたい。

保坂展人君(社民)

- ・修正案においては、被害者等による少年審判の傍聴を許すか否かの判断基準として、「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」を明示することとしているが、この規定の必要性について修正案提出者に伺いたい。
- ・修正案においては、触法少年のうち12歳未満の少年に係る事件を被害者等による少年審判の傍聴の対象外とした理由について修正案提出者に伺いたい。
- ・本法律案による被害者等による少年審判の傍聴は、審判への支障が生じない範囲で認めるものであることを、法務大臣に確認したい。